

特別企画 : 最低賃金改定に関する和歌山県企業の意識調査**34.7%の企業が給与体系を見直し****～ 最低賃金改定、「消費回復の効果あり」は 12.2%にとどまる ～****はじめに**

2016 年 10 月 1 日から 20 日にかけて最低賃金が改定された。2016 年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略 2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で 700 円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。¹

そこで、帝国データバンク和歌山支店は、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB 景気動向調査 2016 年 9 月調査とともに行った。

※ 調査期間は 2016 年 9 月 15 日～9 月 30 日、調査対象は和歌山県 94 社で、有効回答企業数は 49 社（回答率 52.1%）。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は 34.7%となり、他方、「見直していない（検討していない）」企業は 49.0%となった
2. 今回の調査で明らかとなった採用時最低時給で和歌山県では 859 円だった。一方、最低賃金との乖離率は、14.1%で全体平均 16.4%より低い数値となった
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が 42.9%で最多。「妥当」は「高い」（10.2%）、「低い」（14.3%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が 51.0%で最多。「プラスの影響がある」は 2.0%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は 20.4%と 2 割を超えた
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は 12.2%にとどまる一方、「ない」は 49.0%と半数近い数字となり、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占めた

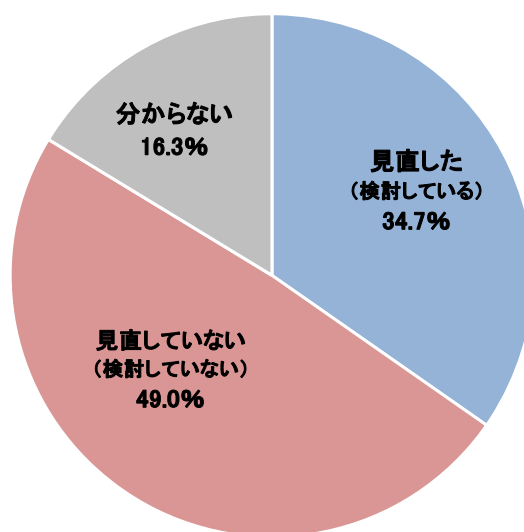
¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 25 円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに 21～25 円引き上げられ時給 714～932 円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

1. 企業のおよそ3社に1社が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が49.0%となった²。他方、「見直した（検討している）」企業は34.7%でおよそ3社に1社が見直しを実施または検討していた。約半数の企業は給与体系に変更を加えていないものの、最低賃金の改定への対応として給与体系を見直した企業も多くみられており、最低賃金が比較可能な2002年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を見直した理由について、企業からは「継続的な雇用の確保のため」（建設業）といった声があがっており、最低賃金での採用の有無にかかわらず、人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子が見える。

【給与体系の見直しの有無】



注：母数は有効回答企業49社

【給与体系の「見直しの有無 ～府県別～】

（構成比%、カッコ内社数）

	見直した （検討している）	見直していない （検討していない）	分からない	合計
全国	35.0 (3,598)	49.1 (5,057)	15.9 (1,637)	100.0 (10,292)
近畿	36.1 (614)	47.5 (808)	16.4 (278)	100.0 (1,700)
滋賀	32.3 (30)	60.2 (56)	7.5 (7)	100.0 (93)
京都	33.0 (65)	49.2 (97)	17.8 (35)	100.0 (197)
大阪	37.6 (368)	44.4 (435)	18.0 (176)	100.0 (979)
兵庫	33.8 (111)	51.2 (168)	14.9 (49)	100.0 (328)
奈良	42.6 (23)	51.9 (28)	5.6 (3)	100.0 (54)
和歌山	34.7 (17)	49.0 (24)	16.3 (8)	100.0 (49)

² 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 従業員採用時の最低時給と最低賃金との乖離率は、14.1%で全体平均を下回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、全体平均は約 958 円となり、改定後の最低賃金の全体平均 823 円(全国加重平均額)を 135 円上回る金額となり、乖離率は 16.4%だった³。

和歌山県でみると、最低賃金は 753 円（全体平均比－70 円）だった。採用時最低時給では全体平均が 958 円に対して和歌山県は 859 円、（同－99 円）となった。

また乖離率では、全国平均の 16.4%に対して和歌山県では 14.1%と全国平均を下回る結果となった。

【最低賃金と採用時最低時給 ～都道府県別～】

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4: 集計可能な企業を対象に算出

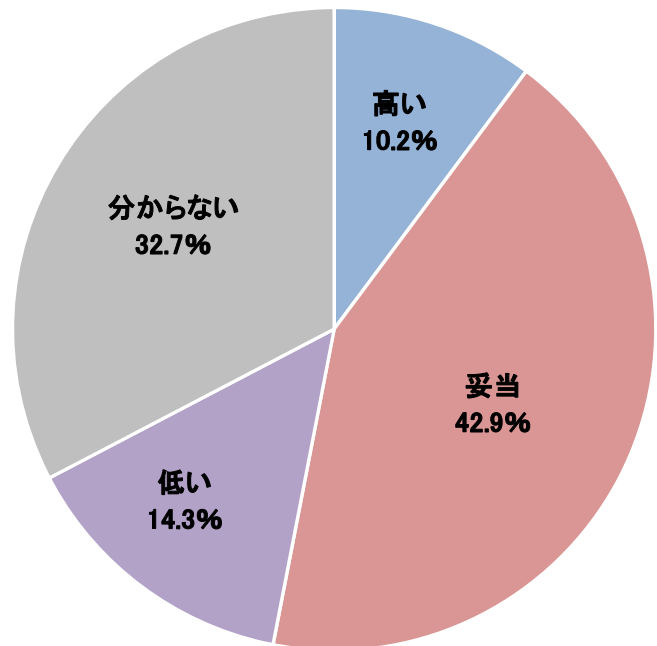
注5: 母数は有効回答企業1万292社

³ 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など)の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が約4割で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が42.9%にのぼり、「低い」（14.3%）を28.6ポイント上回った。「高い」は10.2%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見ええる。

【引き上げ額の妥当性】



注：母数は有効回答企業49社

【引き上げ額の妥当性 ～ 府県別 ～】

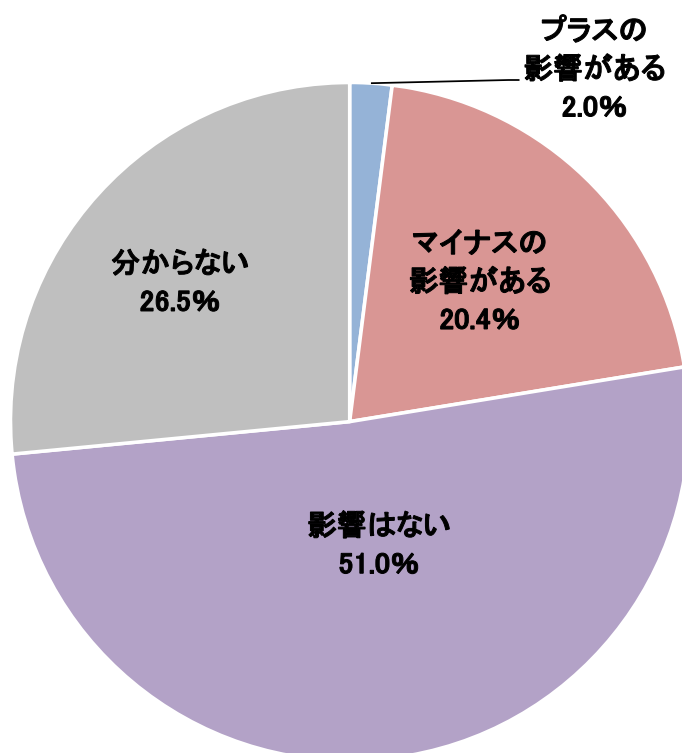
（構成比%、カッコ内社数）

	（引き上げ額は） 高い	（引き上げ額は） 妥当	（引き上げ額は） 低い	分からない	合計
全国	11.6 (1,191)	40.5 (4,164)	18.1 (1,863)	29.9 (3,074)	100.0 (10,292)
近畿	13.2 (225)	39.2 (666)	17.2 (293)	30.4 (516)	100.0 (1,700)
滋賀	11.8 (11)	50.5 (47)	14.0 (13)	23.7 (22)	100.0 (93)
京都	12.7 (25)	40.1 (79)	17.8 (35)	29.4 (58)	100.0 (197)
大阪	13.8 (135)	36.6 (358)	18.6 (182)	31.1 (304)	100.0 (979)
兵庫	12.2 (40)	40.9 (134)	15.9 (52)	31.1 (102)	100.0 (328)
奈良	16.7 (9)	50.0 (27)	7.4 (4)	25.9 (14)	100.0 (54)
和歌山	10.2 (5)	42.9 (21)	14.3 (7)	32.7 (16)	100.0 (49)

4. 業績への影響、企業の20.4%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が51.0%で半数を上回った。他方、「プラスの影響がある」は2.0%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は20.4%と2割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業も多くみられた。

【自社業績への影響】



注：母数は有効回答企業49社

【自社業績への影響 ～ 府県別 ～】

(構成比%、カッコ内社数)

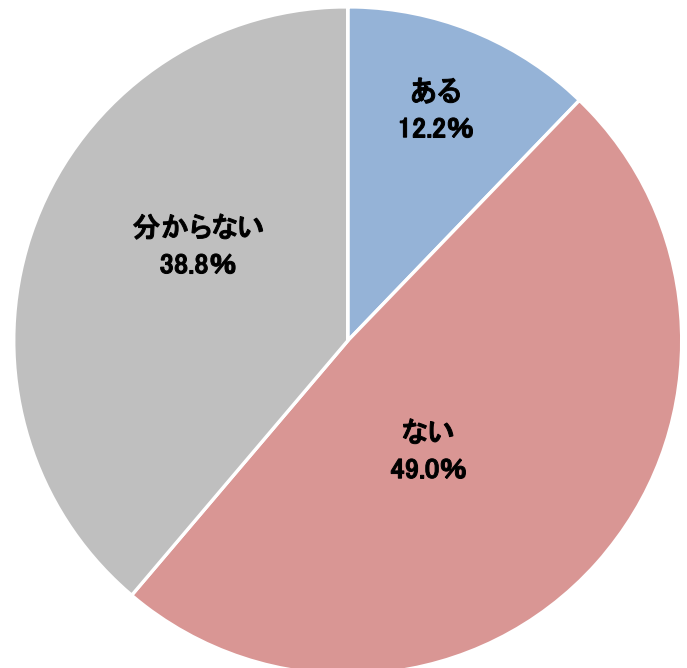
	プラスの影響がある	マイナスの影響がある	影響はない	分からない	合計
全国	1.7 (178)	21.7 (2,232)	57.9 (5,962)	18.7 (1,920)	100.0 (10,292)
近畿	1.5 (25)	21.0 (357)	58.8 (999)	18.8 (319)	100.0 (1,700)
滋賀	0.0 (0)	26.9 (25)	51.6 (48)	21.5 (20)	100.0 (93)
京都	1.0 (2)	19.8 (39)	60.9 (120)	18.3 (36)	100.0 (197)
大阪	1.6 (16)	21.2 (208)	59.0 (578)	18.1 (177)	100.0 (979)
兵庫	1.5 (5)	17.1 (56)	61.3 (201)	20.1 (66)	100.0 (328)
奈良	1.9 (1)	35.2 (19)	50.0 (27)	13.0 (7)	100.0 (54)
和歌山	2.0 (1)	20.4 (10)	51.0 (25)	26.5 (13)	100.0 (49)

5. 消費回復への効果、半数近くの企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は12.2%だった一方、「ない」は49.0%と半数近い数字だった。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「最低賃金を上げて、扶養控除の関係でパートさんは時間調整するだけなので、所得はほとんど変わらないのではないか」（和歌山、電気機械製造）などの声も聞かれた。

【今後の消費回復への効果】



注：母数は有効回答企業49社

【今後の消費回復への効果 ～ 府県別 ～ 】

(構成比%、カッコ内社数)

	ある	ない	分からない	合計
全国	10.2 (1,045)	53.7 (5,524)	36.2 (3,723)	100.0 (10,292)
近畿	10.6 (180)	53.0 (901)	36.4 (619)	100.0 (1,700)
滋賀	12.9 (12)	51.6 (48)	35.5 (33)	100.0 (93)
京都	9.6 (19)	55.3 (109)	35.0 (69)	100.0 (197)
大阪	10.2 (100)	52.7 (516)	37.1 (363)	100.0 (979)
兵庫	12.5 (41)	51.2 (168)	36.3 (119)	100.0 (328)
奈良	3.7 (2)	66.7 (36)	29.6 (16)	100.0 (54)
和歌山	12.2 (6)	49.0 (24)	38.8 (19)	100.0 (49)

まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されてきたが、今回の引き上げ額は2002年度以降で過去最大となった。また、個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて3分の1を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していたと回答する一方で、消費回復への効果があると回答した企業はわずか約1割にとどまるなど、多くの企業が最低賃金の引き上げがもたらす効果には懐疑的に見ていることが明らかとなった。「最低賃金を上げても扶養控除の関係でパート勤務の人は時間調整をするので所得は変わらないのではないか」（電気機械製造業）などの声に見られるように、賃金アップのみに依存するのではなく消費マインドの改善につながる多面的な検証、対策が求められよう。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 和歌山支店 担当:馬場

TEL073-433-3128 FAX 073-422-6190

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。